

# 鳥獣害対策を行いましょ

イノシシ、シカといった野生鳥獣の被害に加えて、近年ニホンザルの出没も増えてきており、目撃や被害が多くなっています。集落全体の問題ととらえ、鳥獣害対策をお願いします。



## 集落を野生鳥獣のエサ場や隠れ場所にしないように

収穫しないような農作物などもエサとなります。野生鳥獣が労せず栄養価の高いエサが食べられると認識してしまうと農作物被害拡大や個体数の増加の要因となります。

以下の対策を行うことで被害の減少につながりますのでご協力をお願いいたします。

- 収穫後の放置果樹や稲刈り後のひこばえ(二番穂)の除去
- 野菜くずや残飯などの生活ごみを放置しない
- 耕作放棄地や藪などの隠れる場所をなくす

## 動物駆逐用煙火(追い払い花火)の使用について

動物駆逐用煙火(追い払い花火)は鳥獣害対策の手段のひとつですが、威力の強い火薬が用いられているため取扱いや保管について以下の内容に十分ご注意ください。

- 製品に破損がないか確認
- 専用ホルダーの使用
- 周囲の安全確認
- 使用中は筒口を覗かない
- 自動車など高温になりやすい所には存置しない
- 住宅付近での使用

また、夜間での使用は騒音トラブルの原因や周囲の安全確認がわかりづらくなりますのでお控えください。

【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL: 63・3804)

# 日高町健康ウォーキングを開催します

生活習慣病を予防するためには、歩くことを日常生活に取り入れるなどの運動習慣を身につけることが重要です。

みなさま、ふるってご参加ください。

実施日時: **11月1日(土)** 8時30分～

※小雨決行・荒天(気象警報発生時等)の場合は、中止します。

集合・受付会場: 中央公民館前(8時30分～9時までに受付をしてください)

内容: 運動指導士による運動講座とウォーキング

★ウォーキングコース

「温泉館みちしおの湯」から「柏ビーチ」までの約4km

募集人員: 30名程度

申し込み方法: 以下の連絡先に電話またはFAXで申し込んでください。

※申し込み時に住所、氏名、年齢、電話番号をお聞きします。

申し込み締切: **10月17日(金)**

留意点: 当日は飲み物、帽子、タオルなどをご持参ください。

当日は、万全な体調のもとでご参加願います。万一、事故が発生した場合は、契約保険の範囲内、および、救急・医療機関への連絡の対応はいたしますが、それ以外の責任は負いかねますので、ご了承ください。



【申し込み先・お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)(FAX: 63・3846)

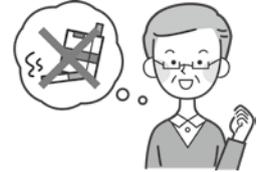
## 禁煙外来治療費を助成します

みなさまの健康の維持、増進を図るために、禁煙に取り組む方に、助成金を交付します。

### 対象者

医療機関の禁煙外来において、医療保険の適応となる禁煙治療を行った方で、次の条件の全てに該当する方

- 申請時に日高町に住所を有する方
- 禁煙外来治療において所定の治療過程を完了した方
- 禁煙外来治療について町の助成を受けたことが無い方



### 助成額

禁煙外来治療費に要する費用のうち、自己負担額の2分の1に相当する額(上限1万円)

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課 (TEL : 63・3801)

## 10月は「目の愛護月間」「臓器移植普及推進月間」です

### 目の愛護月間

『見える喜び』は今日のアイフレイル予防から 目の健康相談はお近くの眼科専門医へ」

10月10日は「目の愛護デー」、10月は「目の愛護月間」です。この機会に目の大切さについて考えてみましょう。

アイフレイルとは、加齢による目の機能低下です。早期発見、早期治療のためにも定期的な眼科検診をお勧めいたします。

### 臓器移植普及推進月間

「いのちへの優しさとおもいやり」

臓器移植は、みなさまからの善意の臓器提供があって成り立つものです。

あなたの意思で助かるいのちがあります。意思表示カードにご自身の意思を表示して携帯することをお願いします。

意思表示カードは子育て福祉健康課、保健所等に備えています。

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課 (TEL : 63・3801)

## 新基準原付について

令和7年4月1日から、総排気量50cc以下の従来の原付に加え、新基準原付(総排気量50cc超125cc以下で最高出力を4.0kw以下に制御したもの)も、原付免許で運転できるようになりました。これに伴い、新基準原付を所有している方は、税務課窓口にて申請を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

※現在、ナンバープレートの交付を受けている方については、変更の必要はありません。

### 税率とナンバープレート

- 税率 : 2,000円(年額)
- ナンバープレート : 総排気量50cc以下の原付と同様で白色のもの

### 登録時の注意点

- 現行の第二種原付(50cc超125cc以下)との識別が困難であることから従来の手続きに加え、新たな確認事項がありますので税務課までご連絡ください。

※こちらが確認されなければ「新基準原付」として登録はできません。



【お問い合わせ先】 税務課 (TEL : 63・3802)